

建設リサイクル法対象外 建設工事

電子縦覧対象工事

令和 8 年度

工事番号 繰 第 8021 号

青森港本港地区外維持浚渫工事

特記仕様書

1. 設計図書に対して質問がある場合は青森県東青県土整備事務所 青森港管理所あてに質問書を 令和8年8月18日の12時00分までに提出して下さい。
2. 回答書は 令和8年8月21日の12時00分までにFAXで回答します。
3. 回答は、質問書を提出した会社を含め全社に通知します。
4. 質問書提出以外の問い合わせには回答いたしません。
【電話による質問や来所での質問等は、ご遠慮願います。】

青森市 青柳外 地内

青森県東青県土整備事務所 青森港管理所

第1条 適用範囲

本工事は、青森県県土整備部制定「共通仕様書」に準拠するほか、本特記仕様書により施工するものとする。仕様書の記載内容の優先は、「土木工事特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。

第2条 施工条件明示

下表項目、事項のうち該当欄は、工事施工に当たって制約等を受けることとなるので明示する。なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない施工条件が発生した場合は、監督職員と協議し適切な処置を講ずるものとする。

明示事項		内容																									
1.工程関係	1.工事日数又は工期	☐	工期	令和	年	月	日	まで																			
		☒	工事日数	195日間																							
		☒	この工事の工期は、猛暑日による作業の休止を考慮して設定している。																								
		☐	この工事の工期は、春先の工事着手を想定して設定されている																								
		☐	この工事は、年債務であり、契約年度内に出来高の確保が必要である。																								
		☐		実工期	日間																						
				余裕期間	契約締結の日から 日以内																						
		☐	この工事は、「余裕期間制度」を適用する。	留意事項	受注者は現場着手日報告書(別紙様式)を提出することにより、請負契約を締結した翌日から発注者が設定する余裕期間内の任意の日を現場着手日として選択することができる。 なお、現場着手日は共通仕様書に定める工事着手を行う日であり、やむを得ない事情がある場合を除き休日とすることができない。																						
	2.週休2日の確保	本工事における週休2日確保工事の実施及び費用の計上は以下のとおりである。 詳細は、港湾空港課ホームページに掲載している「港湾工事における「週休2日確保工事」実施要領」によるものとする。 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/kowan/syukyu2kakizyun.html <table><thead><tr><th colspan="2">週休2日確保工事の実施方式</th><th colspan="2">週休2日の確保に係る費用の計上</th></tr></thead><tbody><tr><td>☒</td><td>発注者指定型(現場閉所)</td><td>当初</td><td>変更</td><td>計上している費用</td></tr><tr><td></td><td>発注者指定型(個人単位)*</td><td>☒</td><td></td><td>4週8休以上(現場閉所)を想定した経費補正</td></tr><tr><td></td><td>対象外</td><td></td><td></td><td>費用の計上を行っていない</td></tr></tbody></table> *: 発注後、実施内容を協議すること 対象期間に含めない期間のうち、「設計図書において対象外としている期間」、「災害対応等、受注者の責によらない作業が行われている期間」及び「その他、協議により対象外と認められる期間」は以下のとおりである。							週休2日確保工事の実施方式		週休2日の確保に係る費用の計上		☒	発注者指定型(現場閉所)	当初	変更	計上している費用		発注者指定型(個人単位)*	☒		4週8休以上(現場閉所)を想定した経費補正		対象外			費用の計上を行っていない
週休2日確保工事の実施方式		週休2日の確保に係る費用の計上																									
☒	発注者指定型(現場閉所)	当初	変更	計上している費用																							
	発注者指定型(個人単位)*	☒		4週8休以上(現場閉所)を想定した経費補正																							
	対象外			費用の計上を行っていない																							
3.影響を受ける他の工事及び制約の有無	☐ 有 ☒ 無	他工事の名称		発注者等名		影響を受ける箇所		期間																			
								～																			
								～																			
								～																			
		時間帯		工種	制約内容		その他																				
		～																									
		～																									
		～																									
4.施工時期・時間、施工方法制約の有無	☐ 有 ☒ 無	制約の要因		工種	時期		時間帯	制約の内容																			
					～		～																				
					～		～																				
					～		～																				
5.関連機関等との協議未成立に伴う制約の有無	☐ 有 ☒ 無	関連機関名称		協議内容		成立見込時期	制約箇所	制約内容																			
6.関係機関等との協議結果、工程に影響を受ける特定条件の有無	☒ 有 ☐ 無	関係機関名称		影響を受ける箇所		影響を受ける期間		影響を受ける内容																			
		青森海上保安部		堤川航路		～		海上作業全般																			
		青森市漁協		野内地区		～		海上作業全般																			
						～																					
7.地下埋設物・埋蔵文化財の事前調査・移設による制約の有無	☐ 有 ☒ 無	地下埋設物・埋蔵文化財名称			管理者の名称		事前調査の時期	移設時期																			

明示事項		内容																																										
2.ICTの活用	1.ICT施工の実施	本工事におけるICT活用工事の実施及び費用の計上は以下のとおりである。 なお、詳細は港湾空港課ホームページに掲載している「県土整備部発注工事におけるICT活用工事（港湾浚渫工）実施要領」等による。 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/kowan/ICTkatuyou.html 対象工種及び費用の計上 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">発注者 指定型</th> <th rowspan="2">受注者 希望型</th> <th rowspan="2">工種</th> <th colspan="2">費用の計上</th> </tr> <tr> <th>当初</th> <th>変更</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>✓</td> <td>港湾浚渫工</td> <td>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>港湾基礎工</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>港湾ブロック据付工</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>港湾海上地盤改良工</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>港湾本体工</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 上表において、発注者指定型及び受注者希望型のどちらにも✓がない場合でも、受注者が希望する場合は、協議のうえ受注者希望型と同様の取扱とする。なお、総合評価落札方式（簡易型Ⅱ）においては、受注者希望型の欄に✓を付した工種を評価対象とする。 3次元設計データの有無 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>有</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>✓</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> </tr> </tbody> </table> 施工に必要な3次元設計データのうち、本工事で作成が必要な範囲 記載例： 詳細設計業務において完成形状の設計データ（土工及び舗装工）を作成済であり、本工事に合わせた修正が必要である。 アンケート調査への協力について 受注者は、ICT活用可能な工種が含まれる工事を実施する場合、ICT活用工事実施アンケート回答すること。 アンケートは、以下のアドレスまたは右のQRコードから回答可能である。 https://apply.e-tumo.jp/pref-aomori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=10591 					発注者 指定型	受注者 希望型	工種	費用の計上		当初	変更	-	✓	港湾浚渫工	無		-	-	港湾基礎工	-		-	-	港湾ブロック据付工	-		-	-	港湾海上地盤改良工	-		-	-	港湾本体工	-			有	✓	無		その他
発注者 指定型	受注者 希望型	工種	費用の計上																																									
			当初	変更																																								
-	✓	港湾浚渫工	無																																									
-	-	港湾基礎工	-																																									
-	-	港湾ブロック据付工	-																																									
-	-	港湾海上地盤改良工	-																																									
-	-	港湾本体工	-																																									
	有																																											
✓	無																																											
	その他																																											
3.用地関係	1.工事用地等の未処理部分の有無 ☐ 有 ☒ 無	<table border="1"> <thead> <tr> <th>未処理の箇所</th> <th>影響を受ける範囲</th> <th>影響を受ける工種</th> <th>取得見込時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>					未処理の箇所	影響を受ける範囲	影響を受ける工種	取得見込時期																																		
未処理の箇所	影響を受ける範囲	影響を受ける工種	取得見込時期																																									
	2.工事用地等の使用終了後における復旧条件の有無 ☐ 有 ☒ 無	<table border="1"> <thead> <tr> <th>復旧が必要な場所</th> <th>復旧が必要な範囲</th> <th>復旧条件</th> <th>復旧完了予定日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>					復旧が必要な場所	復旧が必要な範囲	復旧条件	復旧完了予定日																																		
復旧が必要な場所	復旧が必要な範囲	復旧条件	復旧完了予定日																																									
	3.工事用仮設道路・資機材置き場用借地の有無 ☐ 有 ☒ 無	<table border="1"> <thead> <tr> <th>借地の場所</th> <th>借地の面積</th> <th>借地の期間</th> <th>使用条件</th> <th>復旧方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td>～</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td>～</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td>～</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>					借地の場所	借地の面積	借地の期間	使用条件	復旧方法			～					～					～																				
借地の場所	借地の面積	借地の期間	使用条件	復旧方法																																								
		～																																										
		～																																										
		～																																										
	4.仮設ヤード指定の有無 ☒ 有 ☐ 無	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指定の場所</th> <th>指定の面積</th> <th>使用期間</th> <th>使用条件</th> <th>復旧方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>堤埠頭-4.0m北側物揚場</td> <td></td> <td>浚渫工着手 ～ 揚土完了</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr><td></td><td></td><td>～</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td>～</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>					指定の場所	指定の面積	使用期間	使用条件	復旧方法	堤埠頭-4.0m北側物揚場		浚渫工着手 ～ 揚土完了					～					～																				
指定の場所	指定の面積	使用期間	使用条件	復旧方法																																								
堤埠頭-4.0m北側物揚場		浚渫工着手 ～ 揚土完了																																										
		～																																										
		～																																										
4.公害関係	1.公害防止に伴う制限の有無 ☐ 有 ☒ 無	<table border="1"> <thead> <tr> <th>公害の種別</th> <th>対象工種</th> <th>内容</th> <th>作業時期</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td>～</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>～</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>～</td><td></td></tr> </tbody> </table>					公害の種別	対象工種	内容	作業時期	その他				～					～					～																			
公害の種別	対象工種	内容	作業時期	その他																																								
			～																																									
			～																																									
			～																																									
	2.水替・流入防止施設の必要性の有無 ☐ 有 ☒ 無	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象工種</th> <th>場所</th> <th>施工方法</th> <th>施工期間等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>					対象工種	場所	施工方法	施工期間等																																		
対象工種	場所	施工方法	施工期間等																																									
	3.濁水・湧水処理への特別な対策必要性の有無 ☒ 有 ☐ 無	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象工種</th> <th>処理内容</th> <th>処理条件</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>グラブ浚渫工</td> <td>汚濁防止柵・汚濁防止膜</td> <td></td> <td>浚渫作業中</td> </tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>					対象工種	処理内容	処理条件	期間	グラブ浚渫工	汚濁防止柵・汚濁防止膜		浚渫作業中																														
対象工種	処理内容	処理条件	期間																																									
グラブ浚渫工	汚濁防止柵・汚濁防止膜		浚渫作業中																																									
	4.事業損失等、第三者に被害を及ぼすことが懸念されるか ☐ 有 ☒ 無	<table border="1"> <thead> <tr> <th>懸念事項・範囲</th> <th>調査の内容</th> <th>調査の実施時期</th> <th>報告書の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>					懸念事項・範囲	調査の内容	調査の実施時期	報告書の有無																																		
懸念事項・範囲	調査の内容	調査の実施時期	報告書の有無																																									

明示事項		内容										
5.安全対策関係	1.交通安全施設等の指定の有無 ☐ 有 ☒ 無	施設の種類		対象工種		設置期間		施設の内容等				
	2.近接施工の有無 ☐ 有 ☒ 無	施設の名称		管理者		範囲		協議状況		条件・制限等の内容		
	3.防護施設必要性の有無 ☐ 有 ☒ 無	危険要因		施設の種類・名称		施設の規格			設置期間			
	4.保安設備、保安要員配置の指定の有無 ☐ 有 ☒ 無	保安設備・保安要員		対象工種		配置場所		規格・規模		設置期間及び時間帯		
	5.発破作業等制限の有無 ☐ 有 ☒ 無	制限される範囲			制限の内容		制限される期間・時間			その他		
	6.有毒ガス及び酸素欠乏等対策の指定の有無 ☐ 有 ☒ 無	危険要因			対象工種			施設の規格・規模				
6.工事用道路関係	1.搬入路としての一般道路指定の有無 ☐ 有 ☒ 無	搬入経路		使用期間			使用時間帯			制限の内容		
				～			～					
				～			～					
		使用中の管理の内容					使用後の補修の内容					
	2.仮設道路設置の有無 ☐ 有 ☒ 無	設置場所		規格・構造		安全施設設置区間			安全施設の内容			
						～						
						～						
		維持補修の内容					工事終了後の処置					
	7.仮設備関係	1.指定仮設の有無 ☐ 有 ☒ 無	仮設物の名称・規格			数量		設置期間			条件等	
								～				
					～							
					～							
2.部分指定仮設の有無 ☒ 有 ☐ 無		仮設物の名称・規格			数量		設置期間			条件等		
		汚濁防止膜 連続フロートφ300			60m		浚渫開始 ～ 浚渫完了			設置・撤去、保守管理		
							～					
							～					
3.他の工事への引渡しの有無 ☐ 有 ☒ 無		仮設物の名称・規格			引渡し工事名			引渡し時期			条件等	
4.引継ぎ使用の有無 ☐ 有 ☒ 無		仮設物の名称			設置工事名			設置工事施工者			引継ぎ時確認事項	
		引継ぎ時期		条件等								

明示事項		内容						
8.建設副産物関係	6.再生資材利用の有無 ☐ 有 ☒ 無	再生資材の名称	規格		使用箇所			
	7.産業廃棄物税計上の有無 ☐ 有 ☒ 無	本工事で発生する建設廃棄物については、青森県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること 有: 本工事では、青森県産業廃棄物税相当額を計上している 無: 本工事では、青森県産業廃棄物税相当額を計上していないが、必要に応じ設計変更で対応する						
9.工事支障物件等	1.占用物件等の工事支障物件の有無 ☐ 有 ☒ 無	支障物件名	管理者名	場所	協議の状況	移設時期		
		工事方法		条件等				
	2.占用物件工事との重複施工の有無 ☐ 有 ☒ 無	占用物件名	管理者名	重複する工種	重複する期間	対応内容		
					～			
					～			
					～			
	10.薬液注入関係	1.薬液注入工事の有無 ☐ 有 ☒ 無	設計条件	工法区分	材料種類	施工範囲	削孔数量	削孔延長
注入量			注入圧	その他				
2.周辺環境影響調査の有無 ☐ 有 ☒ 無		調査項目		採取地点		採取回数	報告書の有無	
11.その他	1.工事用資機材の保管及び仮置きの有無 ☐ 有 ☒ 無	種類	数量	保管・仮置き場所		期間		
						～		
						～		
						～		
		保管方法		積込・運搬方法				
	2.工事現場発生品の有無 ☐ 有 ☒ 無	品名	数量	引渡し場所		引渡し時期	運搬距離	
	3.支給材料及び貸与品の有無 ☐ 有 ☒ 無 ☐ 貸与品 ☐ 支給材料	品名	数量	構造・規格等	引渡し場所		返納場所	
		使用目的・箇所		条件	引渡し時期		その他	
	4.随意契約工事に伴う間接費等調整の有無 ☐ 有 ☒ 無	工事番号	工事名		場所			
		※本工事は、上記工事と間接費等の調整を行っている。						

明示事項		内容																																						
11.その他	5.各種調査の有無 ☐ 有 ☒ 無 ※共通仕様書に基づき協力すること	調査名称	内容	その他																																				
	6.共通仕様書に定める以外の施工検査の有無 ☒ 有 ☐ 無	工種等	検査時期	その他																																				
		浚渫工	浚渫工着手前	水深確認																																				
		浚渫工	浚渫工完了後	水深確認																																				
	7.中間検査の有無 ☐ 有 ☒ 無	工種等	検査時期	その他																																				
	8.部分引渡しの有無 ☐ 有 ☒ 無	指定部分		引渡し時期																																				
9.部分使用の有無 ☐ 有 ☒ 無	使用箇所	使用期間	その他																																					
		～																																						
		～																																						
		～																																						
10.工事現場の現場環境改善	本工事における現場環境改善の実施及び費用の計上は以下のとおりである。 なお、現場環境改善の実施方法は、整備企画課ホームページに掲載している「現場環境改善実施要領」による。 ※熱中症対策・防寒対策に要する費用は率計上とは別に積み上げ計上することができる。詳細は要領に記載。 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatarakikata.html 現場環境改善の実施について <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td>当初</td> <td>変更</td> </tr> <tr> <td>対象</td> <td>✓</td> <td></td> </tr> <tr> <td>対象外</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 現場環境改善費の計上方法 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td>当初</td> <td>変更</td> </tr> <tr> <td>率計上</td> <td>✓</td> <td></td> </tr> <tr> <td>積み上げによる計上</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計上していない</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 発注者による実施内容の指定 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>実施項目</td> <td>指定の有無</td> <td>指定する内容</td> </tr> <tr> <td>仮設備関係</td> <td>無(任意)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全設備関係</td> <td>無(任意)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>営繕設備関係</td> <td>無(任意)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域連携</td> <td>無(任意)</td> <td></td> </tr> </table>					当初	変更	対象	✓		対象外				当初	変更	率計上	✓		積み上げによる計上	-		計上していない			実施項目	指定の有無	指定する内容	仮設備関係	無(任意)		安全設備関係	無(任意)		営繕設備関係	無(任意)		地域連携	無(任意)	
		当初	変更																																					
	対象	✓																																						
	対象外																																							
		当初	変更																																					
	率計上	✓																																						
	積み上げによる計上	-																																						
	計上していない																																							
	実施項目	指定の有無	指定する内容																																					
	仮設備関係	無(任意)																																						
安全設備関係	無(任意)																																							
営繕設備関係	無(任意)																																							
地域連携	無(任意)																																							
11.監督職員の検査を受けて使用すべき材料の有無 ☐ 有 ☒ 無	材料名	工事段階	備考																																					
12.監督職員の立会いの上で調合すべき材料の有無 ☒ 有 ☐ 無	材料名	工事段階	備考																																					
	安定処理工	浚渫施工前	改良剤配合量の確認																																					
13.調合について監督職員の見本検査を受ける材料の有無 ☐ 有 ☒ 無	材料名	工事段階	備考																																					
14.監督職員立会いの上、施工すべき工種の有無 ☒ 有 ☐ 無	工種名	工事段階	備考																																					
	安定処理工	浚渫施工中	改良剤配合量の確認																																					
15.工事調整会議開催の有無 ☐ 有 ☒ 無	工事調整会議とは、工事着手前に設計の意図及び目的を施工者への確に伝え、設計及び施工条件、施工上の留意点などを確認、協議することにより、工事施工の円滑化と品質の確保を目的とし、発注者・設計者・施工者により構成される会議である。																																							
16.地盤情報登録の有無 ☐ 有 ☒ 無	本工事は、地盤情報を「一般財団法人国土地盤情報センター」の検定を受けた上で、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない工事である。詳細は、一般財団法人国土地盤情報センターホームページ(https://ngic.or.jp/)参照のこと。																																							

11.その他－17 青森県認定リサイクル製品の使用

本工事は「青森県認定リサイクル製品優先使用指針」に基づき、「青森県認定リサイクル製品」を使用し工事を実施するよう努めるものとする。
なお、「青森県認定リサイクル製品」の入手が困難な場合のほか、使用できない理由がある場合は、その旨を書面で提出し、監督職員の承諾を得て新材製品を使用するものとする(Aグループのみ)。

【青森県認定リサイクル製品優先使用指針-使用上のグループ区分に基づく認定製品の使用】

Aグループ	特段の理由がない限り、優先使用に努める。
Bグループ	試験的な使用等、積極使用に努める。

※使用上のグループ区分は、価格と施工実績によるもので製品の優劣で定めたものではない。
Bグループの製品であっても使用できる工種がある場合は使用するよう努めるものとする。

製品のパンフレットや優先使用指針、使用様式は下記の環境政策課ホームページに掲載しています。

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/kankyo/nintei_recycle.html

11.その他－18 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 詳細については「国土交通省 土木工事標準積算基準書」を参照すること。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
- (3) 下記などの1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。
 - ・通年維持工事、災害復旧工事等で人工積算する場合
 - ・「時間的制約を受ける公共土木工事の積算を適用して積算する場合
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要な根拠資料(日報、実際の費用がわかる資料等)を監督職員に提出すること。実際の費用がわかる資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。

11.その他－19 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

資材名	規格	調達地域等

本項目に関する運用マニュアルや使用様式は下記ホームページに掲載しています。
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/sekkei_henkou.html

11.その他－20 労働者確保に要する間接費の設計変更

- 1.本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象費」という)について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。
 - 営 繕 費:労働者送迎費、宿泊費、借上費(宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。)
 - 労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- 2.受注者から協議があった場合、発注者は工事費構成書にて共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。
- 3.受注者は、前条で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書(様式1)を作成し、監督職員に提出するものとする。
- 4.最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書(様式2)及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- 5.受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- 6.実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書(様式1)に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。また、現場管理費は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書(様式1)に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。 なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。
- 7.受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。
- 8.疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

本項目に関する運用マニュアルや使用様式は下記ホームページに掲載しています。
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/sekkei_henkou.html

11.その他－21 快適トイレの導入について

(1) 本工事では、受注者が「快適トイレ」の設置を希望する場合に、共通仮設費に含まれている従来型トイレ(1万円/基・月)との差額を計上できるものとする。

(2) 受注者は、「快適トイレ」の設置を希望する場合、以下の①～⑪の仕様を満たすトイレを設置するものとする。⑫～⑰の項目については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。

●快適トイレに求める標準仕様

- ①洋式便座
- ②水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置付きを含む)
- ③臭い逆流防止機能(フラPPER機能)
(必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること)
- ④容易に開かない施錠機能(二重ロック等)
(二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明できること)
- ⑤照明設備(電源がなくても良いもの)
- ⑥衣類掛け等のフック付き、又は、荷物置き場設備機能(耐荷重5kg 以上)

●快適トイレとして活用するために備える付属品

- ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)
- ⑨サニタリーボックス(女性専用トイレに必ず設置)
- ⑩鏡付きの洗面台
- ⑪便座除菌シート等の衛生用品

●推奨する仕様、付属品

- ⑫室内寸法 900×900mm 以上(半畳程度以上)
- ⑬擬音装置
- ⑭着替え台(フィッティングボード等)
- ⑮フラPPER機能の多重化
- ⑯窓など室内温度の調整が可能な設備
- ⑰小物置き場等(トイレトペーパー予備置き場)

(3) 設置に要する費用については、当初では計上していない。(2)を満たしていることを示す書類及び見積書を作成のうえ監督職員と協議し、変更時に計上するものとする。

(4) 計上費用は、実際に要した費用のうち従来型トイレ(1万円/基・月)との差額について51,000円/基・月を上限に計上するものとし、男女各1基ずつの計2基(現場に女性がいない場合は1基)まで計上の対象とする。

(5) 計上費用の上限を超過した金額については計上を行わないが、現場環境改善費の率分計上による実施内容とすることができる。

(6) 快適トイレは現場付近に設置するものを対象とし、現場事務所内に備え付けられているトイレは本項目の対象としない。

快適トイレについての詳しい情報は、国土交通省ホームページをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/tec/kankyouseibi.html>

第3条 設計変更の手続

設計変更等については、契約書第18条から第24条及び共通仕様書共通編1-1-14から1-1-16に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続については、「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)」(青森県 県土整備部)によるものとする。

第4条 使用材料の品質規格等

設計図書に記載された材料のうち、材料内訳及び規格・材質等について詳細な記載が無い材料について、以下に示す。

(1) 植生工材料

種子吹付の材料内訳については下表を参考とし、現地状況や発芽率を考慮の上、事前に配合計算書を提出し、監督職員の承諾を得ること。

(参考)

		100m2 当り		
名称	規格・寸法・材質	数量	単位	備考
トールフェスク		0.78	kg	
オーチャードグラス		0.22	kg	
クレーピングレッドフェスク		0.14	kg	
めどはぎ		0.05	kg	
よもぎ		0.03	kg	
やまはぎ		0.02	kg	
肥料 高度化成	NPK 15-15-15	18.00	kg	
ファイバー類		24.00	kg	

(2) 河川景観に配慮したコンクリートブロック

本工事で使用する河川景観に配慮したブロックは、以下の諸元を満足する材料を使用することとし、事前に監督職員の承諾を得ること。

勾 配: 1 : _____ 設計流速: _____ m/s

(3) その他

材料名	規格・寸法・材質	適用工種	備 考

第5条 余裕期間制度

- (1) 特記仕様書第2条において余裕期間制度の適用が明示されている場合、受注者は以下により現場着手日の設定等を行うものとする。
- (2) 受注者は「現場着手日報告書」を提出することにより、請負契約を締結した翌日から発注者が設定する余裕期間内の任意の日を現場着手日として選択することができる。ただし、工期末は、次年度末日を超えてはならない。
- (3) 現場着手日までの期間は、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任は要しない。
- (4) 契約締結の日から現場着手日の前日までの現場の管理は、発注者の責任において行うものとし、受注者は資材の搬入や仮設物の設置等を行ってはならない。ただし、現場に搬入しない資材等の準備は、受注者の責任により行うことができる。
- (7) 詳細は、整備企画課ホームページに掲載されている「余裕期間制度の実施要領」による。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/yovuukikan.html>

第6条 排出ガス対策型建設機械

排出ガス対策型建設機械が使用できない場合には、使用できない理由を書面（工事打合簿）により提出し、監督職員の承諾を受けることとする。

第7条 資源有効利用促進法省令に基づく建設副産物の取扱いについて

1 コブリス・プラスの活用

全ての工事は、コブリス・プラスの登録対象工事であり、受注者は、施工計画書作成時、工事完成時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかにコブリス・プラスにデータの入力を行うものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2 建設発生土の搬出に係る事前確認

受注者は、建設発生土を工事現場から搬出する場合、再生資源利用促進計画の作成に先立ち、工事現場における土壌汚染対策法等に基づく手続きの状況や、搬出先における盛土規制法等による規制の有無及び許可等について、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は3の再生資源利用促進計画書に添付して提出するものとする。

3 再生資源利用（促進）計画書の作成

共通仕様書第1編1-1-21「建設副産物」において定める再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書は、コブリス・プラスを使用して作成し、施工計画書にその写しを添付して提出するものとする。

なお、施工計画書の作成が不要な工事及び記載内容に変更が生じた場合は、工事打合簿に添付して提出するものとする。

4 再生資源利用（促進）計画書等の掲示

受注者は、3において作成した再生資源利用（促進）計画書及び2において作成した確認結果票の写しを工事現場内の公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。

5 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設発生土の搬出を他の者に委託しようとする場合、運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画書の内容及び3の確認結果を通知しなければならない。

6 建設発生土に係る受領書の交付

建設発生土を搬出した工事の受注者は、建設発生土の搬出が完了したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

また、建設発生土を受け入れた工事の受注者は、受領書の交付を求められた際は、受領書を交付しなければならない。

7 再生資源利用（促進）実施書の作成

共通仕様書第1編1-1-21「建設副産物」において定める再生資源利用促進実施書及び再生資源利用実施書は、コブリス・プラスを使用して作成し、監督職員に提出するものとする。

8 作成書類の保管

受注者は、6において受領した受領書及び7において作成した再生資源利用（促進）実施書を工事の完成日から5年間保管するものとする。

第8条 その他の特記事項

本工事にかかるその他の特記事項は下表のとおりとする。

特記事項	特記事項の内容
低入札調査契約	低入札価格調査制度により落札された場合は、契約から14日以内に法定福利費を明示した工事打合簿を監督員へ提出すること。施工検査(工事段階検査…………各工種)の実施について、施工計画書を基に打ち合わせをする。
法定外労災保険の契約	受注者は労働者災害補償保険法に基づく労災保険のほか法定外の労災保険の契約を締結しなければならない。保険証券等を監督職員に提示し、確認を受けること。
工事情報共有システムについて	この工事では工事情報共有システムを利用することを原則とする。 なお、通信環境が確保できない場合など、工事情報共有システム利用基準で対象外とすることができ、 できる場合に該当するときは、監督職員とシステムの利用について協議すること。 工事情報共有システム利用基準 <整備企画課HP> https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatarakikata.html
工事書類の標準化	「土木工事共通仕様書(様式集)」の一部様式を含む県の工事関係書類については、県様式に加え国様式の提出も認めるものとする。 ただし、国様式の「工事名」欄には、「工事番号」と「工事名」を記載すること。 <整備企画課HP> https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/koujihyouiyunnka.html
工事書類スリム化ガイドライン	工事関係書類の提出については、「青森県県土整備部土木工事書類スリム化ガイドライン」によるものとする。 <整備企画課HP> https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/koujihyouiyunnka.html
遠隔臨場による施工検査等	本工事は、通信環境を構築できない場合を除き、「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき施工検査等の遠隔臨場を実施する。 建設現場の遠隔臨場に関する試行要領 青森県県土整備部 <整備企画課HP> https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/enkakurinjo.html
施工体制の自己点検	受注者は、共通仕様書第1編1-1-10「施工体制台帳」において提出が義務付けられている施工体制台帳について、「青森県県土整備部建設工事施工体制点検要領」に基づき施工体制の自己点検を実施し、施工体制台帳並びに確認・点検した第1号様式、第2号様式、第3号様式及び第4号様式を監督職員に提出するものとする。 <整備企画課HP> https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/sekoutaisei.html
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条について	(法第9条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。) 法第12条第1項の規定について、説明書は契約時に契約事務担当職員に提出するものとする。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条について	(法第9条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。) 法第18条第1項の規定による報告については、再資源化等が完了したとき、当該報告を監督職員に対して行うものとする。
「青森県リサイクル製品認定制度」に基づく認定リサイクル製品の使用について	認定リサイクル製品を使用する場合は、様式(28)に必要事項を記入のうえ、公衆の見やすい場所に掲示すること。
伐木・抜根材の有効利用	伐木、除根等により発生した伐木・抜根材を有用物として、有効利用する一般の希望者へ提供するので、伐木・抜根材を樹種・部位別に分別し、1～3m程度の長さに切断、1m未満のものを含めて集積し、整然と保管すること。 伐木・抜根材の発生情報を各県土整備事務所のホームページから公表するので、樹種・部位別の個数、重量、引渡期間、引渡場所、現場代理人の連絡先等を監督職員へ速やかに報告し、保管状況写真を提出すること。 引渡期間を経過した伐木・抜根材は、再資源化処理場へ搬出するなど適正に処理すること。
石綿障害予防規則に基づく工事	石綿障害予防規則に基づき、解体等の作業における保護具の装置、湿潤を保つ措置を行う費用、石綿の使用の有無を分析によって調査した場合に要する費用、特別の教育を請負者が実施する場合の費用については、当初積算では計上していないため、それらに要した費用について監督職員と協議の上、設計変更で見込むものとする。 また、石綿の使用の有無を分析によって調査する場合の工期の変更についても、契約書の関係条項に基づき適切に変更することとする。
完成検査申請等	完成検査実施予定の前月15日までに予定日を監督職員に報告のこと
青森県県土整備部請負工事成績評定要領第4条5項について	(請負代金が500万円以上の工事の場合に限る。) 受注者は、工事施工において自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式26、27により提出できる。
暴力団員等による不当介入に対する通報・報告義務	受注者は、受注者及び下請負者に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、警察及び発注者へ通報・報告しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。
建設キャリアアップシステムの活用	受注者が建設キャリアアップシステムを利用する場合、利用に必要な費用の一部を計上する。 <整備企画課HP> https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/CCUS.html
交通誘導システム等の活用	交通誘導警備員の就業者不足等により、交通誘導警備員の確保が困難な場合において、交通誘導警備員の代替として映像解析AIによる交通誘導システム等の使用を可能とする。 <整備企画課HP> https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/kotuyudo-sys.html
週休2日制普及促進DAYアンケートの提出	準備・後片付け期間を除く施工期間に毎週土曜日に行われる「週休2日制普及促進DAY」が含まれる全ての工事の受注者(現場代理人等)及び下請負人は回答に協力すること。 【回答用URL】 https://forms.office.com/r/uUn9bnSZE8?origin=lprLink



回航費・えい航費について	(1)回航(えい航)費は、〇〇港を基地として往復(片道)計上している。(片道の場合は理由を記載) (2)入出港が基地港と異なる場合については、書面(入出港の写真、基地港からの出港届及び基地港への入港届等)により監督職員と別途協議しなければならない。 (3)回航(えい航)に伴う確認請求は、原則として契約後最初に行う施工計画書の立案時に行うこと。 ※上記の記載内容(1)について、潜水土船(又は安全監視船)の回航費・えい航費の記載例は以下のとおりとする。なお、潜水土船(又は安全監視船)を使用しない場合は従前の記載内容のままとする。 例(a)潜水土船(又は安全監視船)の回航費を計上する場合 (1)〇〇船(クレーン付台船等)の回航費は、〇〇港を基地とし往復計上している。また、潜水土船の回航費は、〇〇港を基地とし往復計上している。 例(b)潜水土船(又は安全監視船)の回航費を計上しない(えい航費となる)場合 (1)〇〇船(クレーン付台船等)の回航費は、〇〇港を基地とし往復計上している。また、潜水土船は〇〇港を基地としているが、航行距離が片道25浬(約46.3km)未満又は一平水区域内であるた
---------------------	---

ウィークリースタンス等の実施について

本工事は、ウィークリースタンス等の実施対象工事である。受発注者双方における1週間のルールを目標として定めることにより、業務環境を改善をし、担い手の確保及び育成を目的とするものであり、実施内容については、「県土整備部発注工事におけるウィークリースタンス等の実施について」に基づき、初回打合せ時に、受発注者双方で確認・調整し、打合せ記録簿に記録しておくこととする。ただし、災害発生等により緊急対応を要する場合は対象外とする。

＜整備企画課HP＞ <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatarakikata.html>

青森県県土整備部発注工事におけるデジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。対象工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、写真管理基準「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準に準ずるが、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン」の取り扱いについて

1. 現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等

（1）現場の鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成29年3月）」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。

ただし、一般的な鉄筋コンクリート構造物においては、スランプ値は12 cmとすることを標準とする。

（2）青森県県土整備部の土木工事共通仕様書及び設計図書等の関係図書に記載のある一般的な鉄筋コンクリート構造物のスランプ値は、8 cmを12cmと読み替える。

※「一般的な鉄筋コンクリート構造物」とは、青森県県土整備部共通仕様書（参考資料）「レディーミクストコンクリート標準使用基準（土木工事）」⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱に示す構造物である。

2. 品質確認について

スランプ値12 cmの場合は、青森県県土整備部「土木工事共通仕様書」及び「ガイドライン」により、品質の確認を行うこととする。

スランプ値12 cmを超える場合は、青森県県土整備部「土木工事共通仕様書」、「ガイドライン」及び「コンクリート標準示方書（施工編）」等に基づき、受注者と協議して品質確認方法を定めることとする。

中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

1. 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要となる経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。

2. 調達検討資材は下表を想定している。これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

資 材 名	規 格	設計数量	単価適用年月	単価適用地区
大型土のう袋	対候性 φ110×110 3年対応	833枚	R8.7月	東青地区
吸出し防止材	ポリプロピレンt=1.5mm	1497m2	R8.7月	東青地区
ブルーシート	#3000	1412m2	R8.7月	東青地区

3. 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

- ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
- ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
- ③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

4. 受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等の写し）を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

＜整備企画課HP＞ <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatarakikata.html>

第9条 提出書類

(1) 契約書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名称	提出期日	部数	条項	備考
建設管理課	工 事 工 程 表	契 約 締 結 後 14 日 以 内	1 部	3条	
建設管理課	現 場 代 理 人 等 通 知 書	着 工 時	1 部	10条	
監督職員	工 事 履 行 報 告 書	毎月1回監督職員の指定する日	1 部	11条	毎月1部提出のこと
監督職員	完 成 届	工 事 完 成 の 日 から 5 日 以 内	1 部	31条	
監督職員	引 渡 書	工 事 完 成 検 査 合 格 後	1 部	31条	
監督職員	請 求 書	工 事 完 成 検 査 合 格 後	1 部	32条	

(2) 契約書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名称	提出期日	部数	条項	備考
建設管理課	請 負 代 金 内 訳 書	契 約 締 結 後 14 日 以 内	1 部	3条	3条(A)(B)適用の場合
建設管理課	現 場 代 理 人 等 変 更 通 知 書	必 要 の 都 度	1 部	10条	
監督職員	材 料 確 認 書	必 要 の 都 度	1 部	13条	
監督職員	確 認 ・ 立 会 依 頼 書	必 要 の 都 度	1 部	14条	
監督職員	支 給 品 受 領 書	引 渡 し の 日 から 7 日 以 内	1 部	15条	
監督職員	貸 与 品 借 用 (返 納) 書	引 渡 し の 日 から 7 日 以 内	1 部	15条	
監督職員	工 期 延 期 届	必 要 の 都 度	1 部	21条	

(3) 仕様書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名称	提出期日	部数	条項	備考
監督職員	工 事 打 合 簿	必 要 の 都 度	1 部	第1編1-1-7	
監督職員	再 生 資 源 利 用 計 画 書	着 工 前 及 び 必 要 の 都 度	1 部	第1編1-1-19	
監督職員	再 生 資 源 利 用 促 進 計 画 書	着 工 前 及 び 必 要 の 都 度	1 部	第1編1-1-19	
監督職員	再 生 資 源 利 用 実 施 書	工 事 完 成 後 速 や か に	1 部	第1編1-1-19	
監督職員	再 生 資 源 利 用 促 進 実 施 書	工 事 完 成 後 速 や か に	1 部	第1編1-1-19	
監督職員	工 事 写 真	工事完成の日から5日以内及び 必 要 の 都 度	部 1 部	第1編1-1-21	工事写真全部(CD-R) 着工前・完成のみ
監督職員	施 工 管 理 図 表	工事完成の日から5日以内及び 必 要 の 都 度	1 部	第1編1-1-24	出来形管理図表及び 品質管理図表

(4) 仕様書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名称	提出期日	部数	条項	備考
監督職員	施 工 計 画 書	着 工 前 及 び 必 要 の 都 度	1 部	第1編1-1-5	※1
監督職員	施 工 体 制 台 帳 施 工 体 系 図	下 請 負 契 約 締 結 後 速 や か に	1 部	第1編1-1-11	
監督職員	支 給 品 精 算 書	工 事 完 成 時 (完成前に精算可能な場合はその時点)	1 部	第1編1-1-17	
監督職員	現 場 発 生 品 調 書	引 き 渡 し 時	1 部	第1編1-1-18	
監督職員	火 薬 類 使 用 計 画 書	着 工 前 及 び 必 要 の 都 度	1 部	第1編1-1-28	非火薬品(破碎薬)含む
監督職員	事 故 報 告 書	発 生 時	1 部	第1編1-1-30	
建設管理課	建 設 業 退 職 者 共 済 組 合 掛 金 収 納 書 (発 注 者 用)	契約(当初・変更・下請)締結後1ヶ月以内	1 部	第1編1-1-41	

※1 請負金額1,000万円以上。(ただし、1,000万円未満でも監督職員が必要と認めたとき)

港湾工事における「週休 2 日確保工事」実施要領

1 趣旨

本要領は、青森県県土整備部が発注する港湾工事において、「4 週 8 休」確保工事の経費補正や協議の方法等に関して必要な事項を定めるものである。

なお、「県土整備部発注工事における「週休 2 日確保工事」実施要領」に準じる事項については、整備企画課ホームページ HP を参照されたい。

2 対象工種区分

対象工種区分は以下のとおりとする。

- ・浚渫工事、構造物工事、海岸工事、防舷材・電気防食

ただし積算基準が異なる複数工種区分を有する工事については、主たる工種の間接工事費率を適用し、その判断基準は金額による。

（例：舗装工事と防舷材・電気防食工事を合算し、舗装工事の直接工事費の方が大きければ、諸経費は「舗装工事」を用いる。）

3 発注方式の分類

（1）発注者指定型

「県土整備部発注工事における「週休 2 日確保工事」実施要領」に準じ、発注者が、「4 週 8 休」に取り組むことを指定する発注方式であり、受注者は「4 週 8 休」の確保に取り組まなければならない。

4 休日の評価

- ・「休日」は、「現場閉所単位」を基本とする。なお、現場特性により「現場閉所単位」が困難と判断される場合には、技術者等の「個人単位」で確認することとし、適用する確認方法は、受発注者協議の上決定するものとする。
- ・「現場閉所単位」の「休日」の評価は、建設現場の「閉所」を確認することにより行う。
- ・「個人単位」の「休日」の評価は、一部の例外（下記①、②参照）を除き施工体制台帳に記載された建設会社等の技術者等全員とし、各技術者等の従事期間に対し対象者毎に休日取得状況を確認するものとする。

①休日取得状況確認対象の例外について

測量等に関わる技術者等、交通誘導員、資材運搬等を行う運送業者等、安全監視船の船員ほか建設業法によらない業者等

②工事従事期間が連続して 1 週間程度以内の技術者等については、確認の対象としない。

- ・「休日」は、「土曜日」「日曜日」「祝休日」「夏季休暇（土曜日、日曜日、祝休日以外の8月の3日間）」「年末年始休暇（土曜日、日曜日、祝休日を含め6日）」とする。
- ・「週休2日確保工事」においては、「休日の閉所を基本としつつ、やむを得ず休日に工事した場合でも、適切な代休日を設定し閉所した工事」として、「4週8休」について、労務単価等の補正とともに成績評定で評価する。
- ・閉所日において、技術者や技能者（建設業法上の下請負契約に該当しない者は除く）が、品質確保や安全確保に係る軽微な作業、地域行事、現場見学会等の開催により、やむを得ず少数の出勤者が生じた場合でも、当該出勤者の出勤日について、「4週8休」が確保されていれば、閉所（休日を確保）したものとみなす。

① 4週8休

- ・「4週8休」とは、起算する土曜日から始まり4週目の金曜日までで終わる4週間又は起算する月曜日から始まり4週目の日曜日までで終わる4週間を1期間目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日又は5週目の月曜日から8週目の日曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日まで設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる休日の日数分の閉所日または休日の取得があることをいう。
- ・工事着手日を除いた最初の土曜日又は月曜日から1期間目を起算することとし、工事完了日直前の1期間の末日となる金曜日又は日曜日までを評価対象とする。

5 休日の確認方法

（1）現場閉所単位の確認方法

- ・土曜日又は月曜日の起算について、受発注者調整の上、協議にて決定する。
- ・受注者は、土曜日から金曜日まで又は月曜日から日曜日を1週間とした「週間工程表」を工事着手日から工事完了日（後片付け含む）までの期間、提出する。
- ・また、「週間工程表」には、前週の閉所の実績及び次週の閉所予定を記載する。
- ・閉所日において、品質確保や安全確保に係る軽微な作業、地域行事、現場見学会の開催等により、少数の出勤者が生じた場合は、「週間工程表」に当該出勤者の氏名、出勤日、代休日を記載する。
- ・監督職員は、週間工程表の前週の実績に記載された閉所日及び休日出勤者の代休の状況に基づき、「4週8休」を確認する。また、確認にあたっては、実績のみを確認するものとし、週間工程表における閉所予定と実績が異なっても差し支えない。
- ・なお、「4週8休」の確認方法の詳細については、本要領の参考資料別添を参照のこと。

(2) 個人単位の確認方法

- ・土曜日又は月曜日の起算について、受発注者調整の上、協議にて決定する。
- ・受注者は、「4 休日の評価」の②に記載する1期間が完了する毎に速やかに当該工事の技術者等全員の休日取得状況を記した一覧（以下、「一覧」という。）を監督職員に提出する。
- ・「休日」の確認にあたっては、各技術者等が当該工事に従事する期間を予め明らかにし、当該工事に従事する期間を対象に休日の取得状況を確認する。なお、従事する期間が変更となった際は、一覧の提出時に従事期間を修正の上、提出する。
- ・「休日」の評価は、1期間の中で最も休日取得できなかった技術者等の結果を採用するものとし、最終的な評価は全工期を通じて最も休日取得できなかった期間の結果を採用する。

6 積算方法

(1) 当初積算時における経費補正等

発注者指定型の場合には4週8休以上の経費補正等を行う。

また、特記仕様書中「第2条 施工条件明示」－「1. 工程関係」－「2. 週休2日の確保」において、該当する発注方式のチェック欄にチェックを入れ、工事費の経費補正等の有無を明確にする。

(2) 精算変更時における経費補正等の見直し等

ア 発注者指定型

4週8休を確保した場合は、当初積算時の経費補正等を引き続き適用し、4週8休未満の場合は、当初積算時の補正分を減額変更するものとする。

	4週8休以上
労務単価	1.02
共通仮設費率	1.02
現場管理費率	1.03

- ・また、港湾工事市場単価を適用する場合は、下表のとおり市場単価を補正する。

	市場単価 補正係数		市場単価 補正係数
1 底面工	1.01	17 車止撤去	1.02
2 マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.00	18 電気防食取付	1.02
3 支保工	1.02	19 防砂目地板取付工(陸上施工)	1.02
4 足場工	1.01	20 防砂目地板取付工(水中施工)	1.02
5 鉄筋工	1.02	21 吸出し防止工(陸上施工・海上施工)	1.02
6 吊鉄筋工	1.02	22 港湾構造物塗装工(係船柱・車止・緑金物)	1.01
7 型枠工	1.02	23 ベトロタム被覆	1.02
8 コンクリート打設工(ポンプ車打設)	1.02	24 現場鋼材溶接・切断工(陸上施工・海上施工)	1.02
9 コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	1.02	25 現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	1.02
10 止水板工	1.02	26 かき落とし工	1.02
11 上蓋工	1.02	27 汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.01
12 伸縮目地工	1.01	28 汚濁防止枠設置・撤去	1.01
13 係船柱取付	1.02	29 灯浮標設置・撤去	1.01
14 防舷材取付	1.02	30 汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.00
15 車止・緑金物取付	1.02	汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)	1.02
16 係船柱撤去	1.02	異形ブロック製作 型枠工	1.02
		異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.02
		異形ブロック製作 給熱養生	1.01

(国土交通省 HP 「休日を確保した工事の費用について（令和7年4月1日以降入札公告する工事から適用）」より）

7 協議及び報告の方法

- ・受注者は、発注者に対して次のとおり協議及び報告を行うこと。

（1） 施工計画書による協議

- ・受注者は、工事着手日までに「4週8休」の確保を考慮した工程を検討の上、現場閉所日が確認できる施工計画書を作成し、「4週8休」を確保するために必要な工期及び工程について協議する。
- ・なお、請負金額が1千万円未満の工事では発注者が施工計画書の提出を不要とした場合は、現場閉所日が確認できる工程表等により協議する。

（2） 現場閉所日の確保状況に関する報告

受注者は「週間工程表」により、現場閉所日の確保状況を報告すること。また、工事の完成時には工事打合簿（「週休2日確保工事实施要領に基づき作成する工事打合簿の作成例」参照）により現場閉所日の実績を報告すること。

8 工事成績評定における評価と証明書の発行

- ・発注者は、工事の完成時に工事打合簿（「週休2日確保工事实施要領に基づき作成する工事打合簿の作成例」参照）の内容を確認し、「4週8休」の確保を確認した場合には、工事成績評定における「作業員の休日の確保」及び「適切な工程管理」等において適切な評価を行う。また、受注者に対して週休2日実施証明書を発行する。
- ・なお、「4週8休」の確保を確認できない場合には、工事成績評定における評価や週休2日実施証明書の発行は行わない。

9 その他

- ・発注者は、緊急性がある場合を除き、受注者に対して現場閉所日に作業が生じる指示を行ってはならない。
- ・発注者は、増工を伴わない場合であっても、受注者から週休2日の確保に必要な工期の変更協議があり、協議内容が妥当と判断される場合には、工期の変更に応じるものとする。
- ・受注者は、4週8休以上が確保出来た場合の工事費の経費補正等を下請負契約にも反映させるものとする。
- ・受注者は、発注者等が行う週休2日の確保に関する調査等に協力するものとする。

10 附則

この要領は、令和2年4月10日以降公告又は指名通知となる工事から適用する。

この要領は、令和2年10月1日以降公告又は指名通知となる工事から適用する。

この要領は、令和3年10月1日以降公告又は指名通知となる工事から適用する。

この要領は、令和4年10月1日以降公告又は指名通知となる工事から適用する。

この要領は、令和5年4月10日以降公告又は指名通知となる工事から適用する。

この要領は、令和6年10月1日以降公告又は指名通知となる工事から適用する。

この要領は、令和7年10月1日以降公告又は指名通知となる工事から適用する。

4週8休の確認方法(土曜日起算)

【別添】 国土交通省

- ① 起算日は、工事着手日以降の最初の土曜日からとし、4週間を1期間とする（4週間単位で確認）
- ② 1期間(4週間)内に土曜日、日曜日以外の休日がない場合では、その期間に8日間の閉所日があることを確認する。
- ③ 1期間(4週間)内に祝休日が1日ある場合では、その期間に9日間の閉所日があることを確認する(祝休日も評価対象)。
- ④ 工事着手日が月曜日から金曜日のいずれかの曜日となる場合は、工事着手日の週は評価対象としない(例えば、月曜日が工事着手日の場合では、その週の月曜日から金曜日までの5日間は評価対象としない)。
- ⑤ 工事完了日直前の1期間の末日となる金曜日までを評価対象とし、それ以降の期間は評価対象としない(例えば、15週目の火曜日が工事完了日の場合は、12週目の金曜日までを評価対象とし、13週目の土曜日から15週目の火曜日までの18日間は評価対象としない)。

	土	日	月	火	水	木	金	
	①		工事着手日		④ 評価対象外			
1週間目	起算日							②
2週間目								
3週間目						2週目土曜日の閉所		1 期間目
4週間目					3週目土曜日の閉所		4週目日曜日の閉所	
5週間目				5週目土曜日の閉所				
6週間目				6週目土曜日の閉所				③
7週間目			8週目日曜日の閉所				7週目土曜日の閉所	2 期間目
8週間目			祝日	祝日の閉所			7週目日曜日の閉所	
...								3 期間目
12週間目								
13週間目		⑤ 評価対象外						
14週間目		⑤ 評価対象外						
15週間目		⑤ 評価対象外		工事完了日				

■ 作業日 ■ 閉所日

4週8休の確認方法（月曜日起算）

【別添】 国土交通省

- ① 起算日は、工事着手日以降の最初の月曜日からとし、4週間を1期間とする（4週間単位で確認）
- ② 1期間（4週間）内に土曜日、日曜日以外の休日がない場合は、その期間に8日間の閉所日があることを確認する。
- ③ 1期間（4週間）内に祝休日が1日ある場合は、その期間に9日間の閉所日があることを確認する（祝休日も評価対象）。
- ④ 工事着手日が火曜日から金曜日のいずれの曜日となる場合は、工事着手日の週は評価対象としない（例えば、水曜日が工事着手日の場合は、その週の水曜日から日曜日までの5日間は評価しない）
- ⑤ 工事完了日直前の1期間の末日となる日曜日までを評価対象とし、それ以降の期間は評価対象としない（例えば、15週目の木曜日が工事完了日の場合は、12週目の日曜日までを評価対象とし、13週目の月曜日から15週目の木曜日までの18日間は評価対象としない）。

	月	火	水	木	金	土	日	
	①		工事着手日		④ 評価対象外			
1週間目	起算日							
2週間目								②
3週間目				2週目土曜日の閉所				1 期間目
4週間目	3週目土曜日の閉所		3週目日曜日の閉所					
5週間目								
6週間目					5週目日曜日の閉所			③
7週間目	6週目土曜日の閉所							2 期間目
8週間目		7週目土曜日の閉所	祝日	祝日の閉所	7週目日曜日の閉所			
...								3 期間目
12週間目								
13週間目		⑤ 評価対象外						
14週間目		⑤ 評価対象外						
15週間目		⑤ 評価対象外		工事完了日				

■ 作業日 ■ 閉所日

質 問 書

令和 年 月 日

青森県東青県土整備事務所長 殿

住所

氏 名

電話

FAX

工事番号

繰第 8021号

工事名

青森港本港地区外維持浚渫工事

[illegible]

※質問がない場合は、提出の必要はありません。

※質問書提出以外の問い合わせには回答いたしません。

青森県東青県土整備事務所 青森港管理所（担当：竹鼻）

電話 017-734-4105

Fax 017-776-1263

受 領 確 認 書

令和 年 月 日

青森県東青県土整備事務所長 殿

会社名

受領者氏名

電 話

FAX

工 事 番 号 繰第 8021号

工 事 名 青森港本港地区外維持浚渫工事

上記工事の回答書を受領しました。